

経営規模等評価申請  
及び総合評定値請求  
に関する説明書  
(経審説明書)

令和8年7月

千葉県

# 令和8年7月版の変更点について

令和8年7月版の変更点は以下のとおりです。

## 1. 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無の新設

審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点されます。

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し。

## 2. 加点対象機械の拡大

現在の加点対象機械に加え、新たに「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が追加されました。

## 3. 「社会保険加入に関する評価項目」の削除

令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたことにより、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなるため、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、審査対象項目から削除することとなりました。

これにより、労働保険概算・確定申告書及び領収書、社会保険の領収証書の提出が不要となります。

## 4. 技術職員コード「703」「704」で加点対象となる業種の追加

建築一式工事/機械器具設置工事/さく井工事/解体工事

(参考)

令和8年4月1日から、経営事項審査の郵送申請における手数料について電子納付を開始しました。

経営事項審査手数料について、「ちば電子申請サービス」を利用して電子納付をした場合は「申込内容照会画面を印刷した書面」を提出することとします。

※引き続き千葉県収入証紙で納付も可能です。

※建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）による申請の場合は、この手続きで手数料の納付をすることはできません、同システム内での手数料の納付をお願いします。

経営事項審査手数料の電子納付について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuukei/kensetsukouji/keieijikou/chiji/keishindenshinohu.html>

## 注 意 事 項

この『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和8年7月版）は、令和8年7月1日以降に千葉県知事に対し経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行う方に適用されます。

なお、『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和8年4月版）は、令和8年6月30日限り廃止します。

この説明書は、関係法令の改正があった場合等に改訂又は廃止される場合があります。したがって、申請等を行う方は、事前に必ず千葉県ホームページで最新の情報を確認してください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

# 申請方法の郵送化・電子化について

## 【郵送】

### 1 対象期間

令和3年5月6日(木)以降

※令和4年5月以降は指定日の会場受付も廃止となりました。

### 2 申請方法について

#### (1) 郵送による受付について

ア 令和4年5月以降は郵送での受付になりました。

イ 申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し(コピー等)を提出してください。(審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しませんので、必ず写しを提出してください。)

※確認書類が省略できるものではありません。

※建設業許可申請書の副本及び事業年度終了届については、以下のページのみ写しを添付してください。

- ・建設業許可申請書の副本  
…表紙及び専任技術者一覧表
- ・事業年度終了届

…表紙、工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額

※審査完了後、申請書の副本を返却するため、返信用封筒の同封をお願い致します。

(切手の添付は不要です。)

ウ 補正があった場合には、後日ファックスまたは電話にて御連絡いたします。

補正の指定期間内に補正がなされなかった場合、「申請書到達日」に対応する「結果通知書発送予定日」に結果通知書を発送することができなくなります。

また、申請時期が集中した場合など、通知書の発送予定日は変更になる場合があります。

エ 郵送先については下記のとおりです。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

### 3 その他の留意事項について

(1) 郵送での申請における結果通知書発送予定日につきましては、千葉県HPを御確認ください。

(2) その他不明点は、建設・不動産課入札契約室宛てにお問い合わせください。

## 【電子申請】

### 1 申請方法について

- (1) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）より申請をお願いします。
- (2) システムの使い方に関するご不明点については、システム内の問い合わせフォームまたはヘルプデスク（JCIP ヘルプデスク）へお問い合わせください。  
ヘルプデスク：TEL 0570-033-730（ナビダイヤル）

### 2 提出書類について

- (1) 提出書類については、郵送による申請と変わりません。本説明書に沿って書類を ご用意ください。  
なお、【原本】と表記があるものについては、原本をPDF化した上で、データを添付してください。
- (2) 手数料を千葉県収入証紙でお支払いされる場合、下記までご郵送ください。  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

### 3 その他の留意事項について

- (1) システム上必須となっている確認書類の中に、『3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」（千葉県知事許可業者）』に該当する書類がない場合は、「省略可能のため省略」と記したPDFを添付してください。
- (2) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書「経営状況分析結果データの連携」の認証キー欄に「経営状況分析結果通知書に記載されている認証キー（半角数字16桁）」を必ず入力するようお願いします。（添付省略可）  
※入力するとエラーが発生する等の場合は「経営状況分析結果通知書」を添付してください。
- (3) その他不明点は、千葉県HPを御確認ください。

## ※郵送申請に関して特に注意していただきたいこと※

### 1. 提出書類は必ず写しを送付してください！

郵送申請においては、原本提出とされている書類以外は、全て写しでの送付をお願いしております。なお、送付いただいた書類の内、返却するものは、申請書の副本のみとなっており、提出書類は写しの送付をお願いしているため、審査後にこちらで廃棄致します。

### 2. 経審の有効期限が切れないように時間的余裕をもって申請してください。

郵送での御申請において、補正事項が多く出た場合、期限を定めて補正事項の解消をお願いしております。各通知書発行日に対応した申請書到達期間の締切間際になるにつれて、補正の期限が短くなってしまいます。

そのため、御申請は余裕をもって行ってください。

### 3. 送付書類は審査者が分かるように、明瞭かつ簡潔に、整理された状態で御送付をお願いします。

郵送での御申請においても、送付資料はまとめて審査者に分かりやすいように整理された状態で御送付ください。常識的範囲を超え、著しく散逸している状態であると担当者が判断した場合、審査をせずに返却する場合がございます。

# 目 次

## I 経営事項審査制度の概要

- 1 経営事項審査とは . . . . . 8
- 2 経営事項審査申請に必要な資格 . . . . . 9
- 3 審査基準日 . . . . . 9
- 4 審査項目及び審査基準等 . . . . . 9
- (参考) 経営事項審査結果の有効期間 (公共工事を請け負うことができる期間) . . . . . 10

## II 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法 (千葉県知事許可業者)

### 申請手続等

- 1 手続き全体の流れ . . . . . 12
- 2 手数料及び納入方法 . . . . . 13
- 3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」(千葉県知事許可業者) . . . . . 14
- 4 全般的な注意事項 . . . . . 28
- 5 個別相談会 . . . . . 29
- 6 経営事項審査結果の公表について . . . . . 30
- 7 虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分 . . . . . 30

## III 経営事項審査における申請書類の作成方法 (千葉県知事許可業者)

- 1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書 (20001 帳票) . . . . . 32
- 2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (20002 帳票) . . . . . 39
- 3 工事種類別完成工事高付表の記載例 . . . . . 43
- 4 技術職員名簿 (20005 帳票) . . . . . 44
- 5 その他の審査項目 (社会性等) (20004 帳票) . . . . . 54
- 6 建設機械の保有状況一覧表の記載例及び記載要領 . . . . . 74
- 7 経営規模等評価申請等提出票 . . . . . 77
- 8 実務経験証明書 . . . . . 78

## IV 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法 (国土交通大臣許可業者)

- 1 審査日・受付時間・審査会場・申請書類等 . . . . . 81

## V 参 考

- 1 業種追加申請について . . . . . 83
- 2 決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について . . . . . 85
- 3 建設工事と建設業の種類 . . . . . 91
- 4 完成工事高積み上げ申請について . . . . . 99
- 5 建設工事の区分に関するよくある質問 . . . . . 102
- 6 建設業関連法令等 (抜粋) . . . . . 104
- 7 工事経歴書に関する注意事項について . . . . . 109
- 8 建設業法における技術者制度について . . . . . 115
- 9 特殊経審について . . . . . 117

---

# I 経営事項審査制度の概要

---

# I 経営事項審査制度の概要

## 1 経営事項審査とは

- (1) 経営事項審査とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設業法施行令第27条の13で定めるもの（以下「公共工事」という。104ページ参照。）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない経営に関する客観的事項についての審査です。
- (2) 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。従って、入札参加資格審査申請の結果、数年間有効の入札参加資格者名簿に登載された方であっても、経営事項審査は毎年受ける必要があります。（10ページ参照。）
- (3) 経営事項審査は、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の2つから成り立っています。この両方の結果の通知を受けなければ、経営事項審査を受けたことになりません。  
また、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の結果から算出される「**総合評定値**」があります。

### ア 経営状況分析

国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行います。

### イ 経営規模等評価

国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。

### ウ 総合評定値の通知

国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。なお、総合評定値の請求は、経営規模等評価の申請を行うときに併せて行うことができます。総合評定値の請求は任意ですが、多くの公共工事の発注者が「総合評定値の通知を受けていること」を入札参加資格審査の際に求めていますので、経営規模等評価申請を行う際に併せて請求するようにしてください。

○ 申請書類に虚偽や不正があった場合は、法律により罰せられます。

○ 行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることができません。

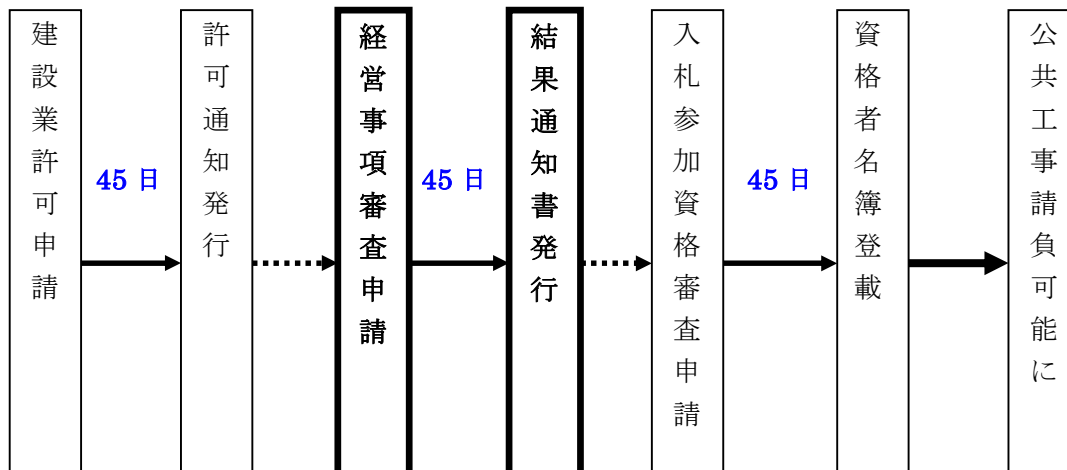
（日本行政書士会連合会に行政書士名簿の登録を行っていない場合は、資格を有していても書類の作成及び書類の提出は行えません）

## 2 経営事項審査申請に必要な資格

建設業の許可を受けていなければ、経営事項審査を受けることができません。

【公共工事を国・県・市町村等から直接請け負うためには】

※ 表中の数字は、千葉県知事許可における標準的な所要期間。



「どんな仕事を」「どの発注者から請け負いたいか」により、  
『登載する名簿種類が決まる』  
⇒『受ける経営事項審査の工事業種が決まる』  
⇒『建設業許可を取得する工事業種が決まる』  
こととなるため、各発注者に確認の上、申請を行ってください。

## 3 審査基準日

審査基準日は、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日です。

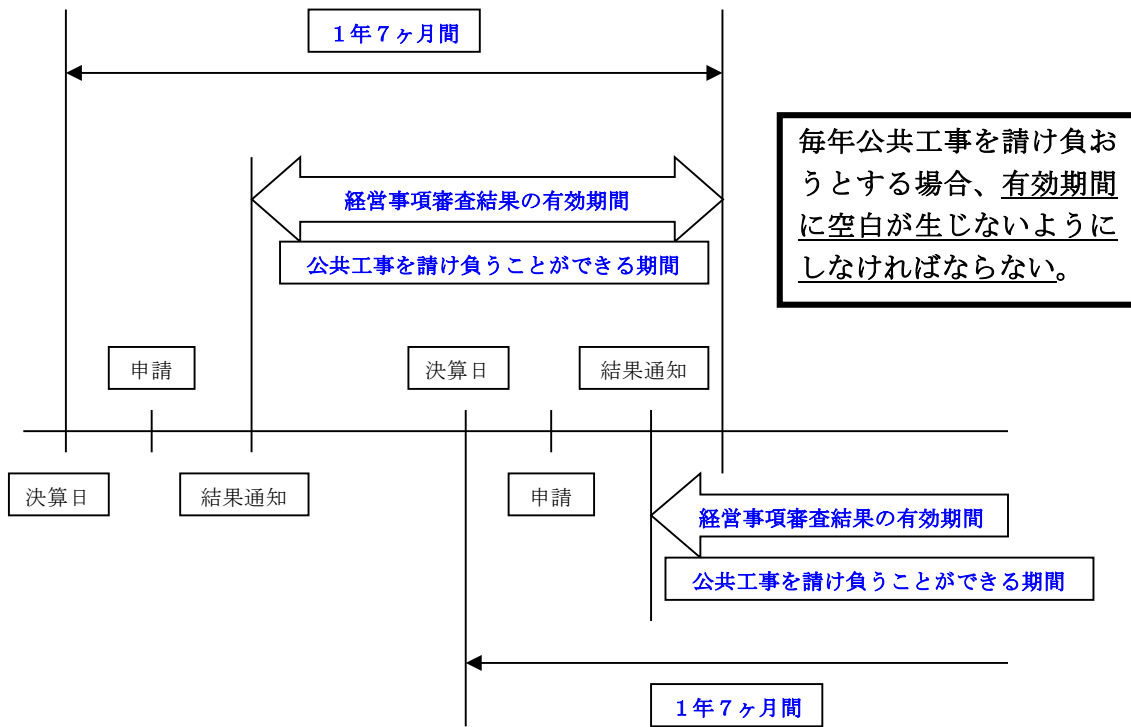
## 4 審査項目及び審査基準等

千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページをご覧ください。

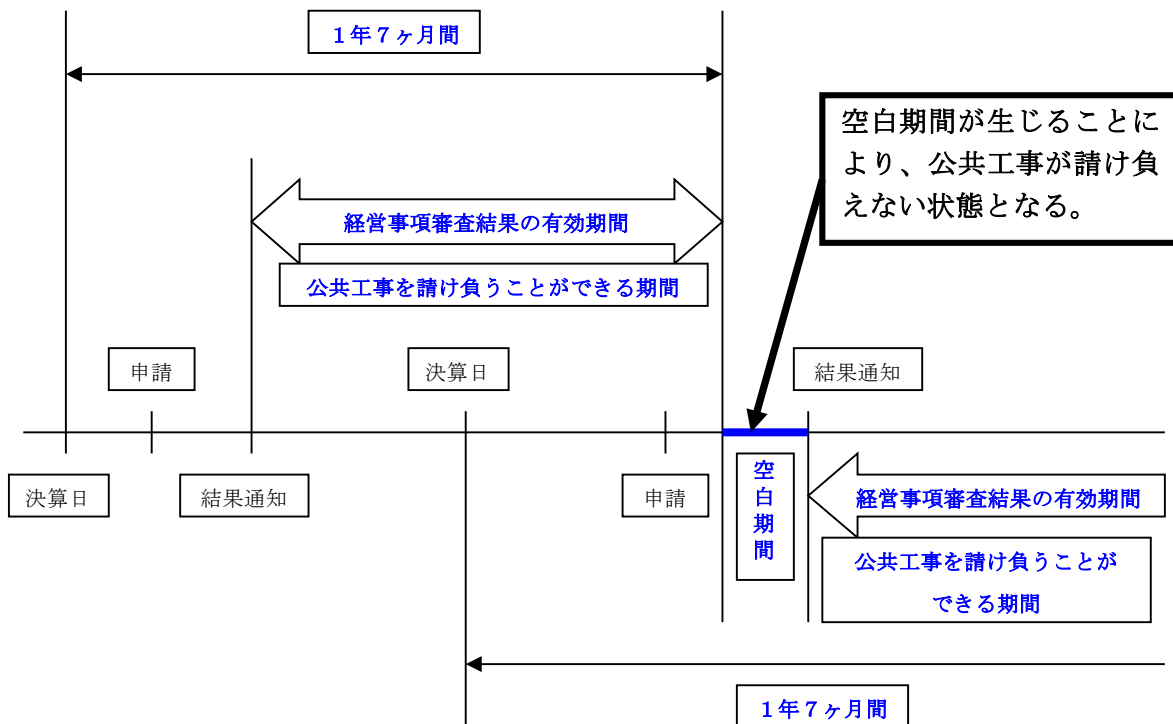
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

(参考) **経営事項審査結果の有効期間** (公共工事を請け負うことができる期間)

○ 経営事項審査結果の有効期間に空白が生じない事例



○ 経営事項審査結果の有効期間に空白が生じる事例



※ 有効な経営事項審査の結果通知書を持っていない場合は、公共工事を請け負うことができません。申請の際には、有効期限切れが起きないように御注意ください。

---

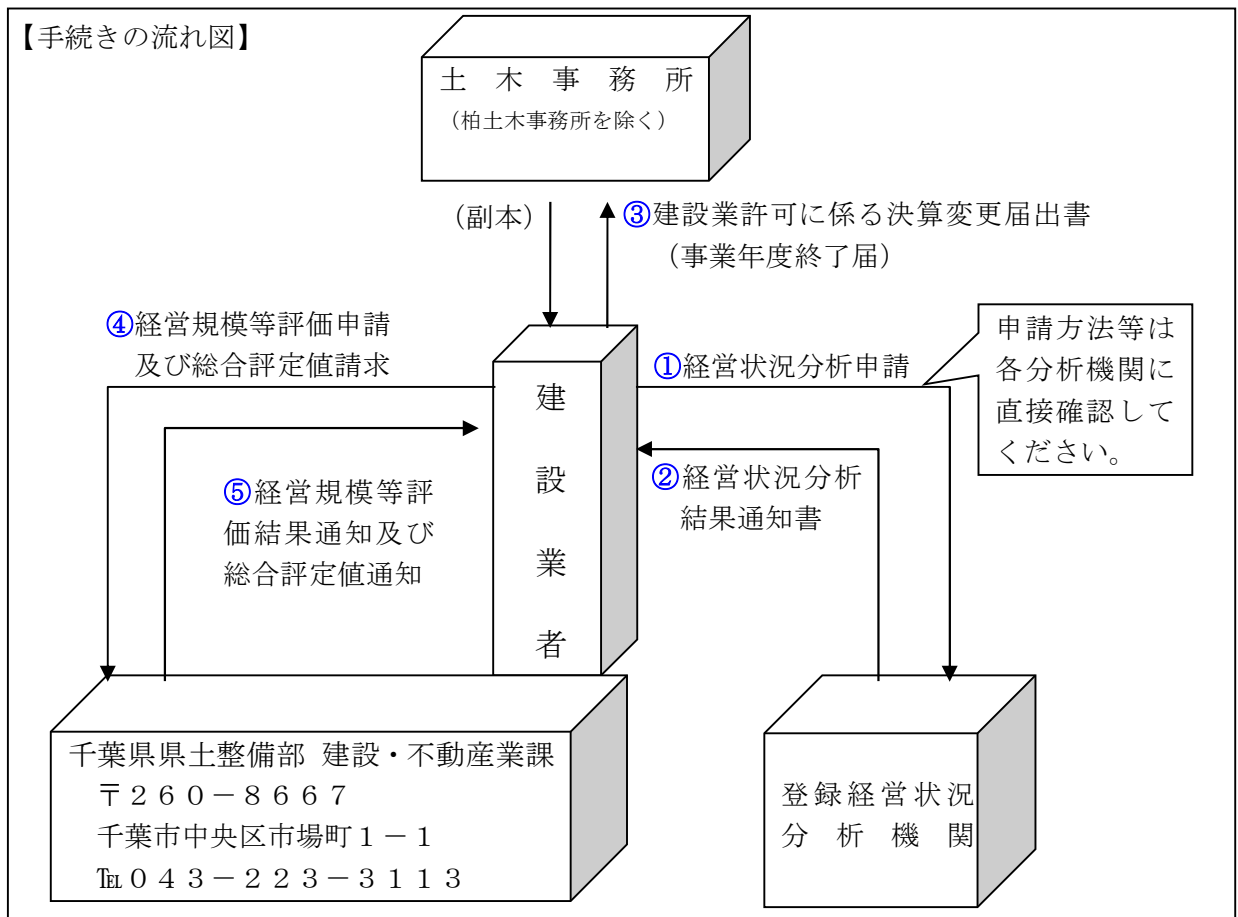
## Ⅱ 経営規模等評価申請及び 総合評定値請求の方法 (千葉県知事許可業者)

---

## II 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（千葉県知事許可業者）

### 申請手続等

#### 1 手続き全体の流れ



- ① 登録経営状況分析機関へ経営状況分析申請を行う。  
※必要書類、申請方法、経営状況分析に要する日数等については、各登録経営状況分析機関に直接ご確認ください。なお、登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ ([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000091.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)) で確認できます。
- ② 経営状況分析結果通知書が申請者あて交付される。
- ③ 建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）を提出する。  
※決算変更届出書に添付する「工事経歴書」作成にあたっては、必ず本書の113頁を参照してください。
- ④ 経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び関係書類をすべて郵送又は電子申請システムにアップロードして、申請する。  
※申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方が申請してください。なお、申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書が申請者あて送付される。  
※結果通知書発送予定日は「経営規模等評価申請審査日程一覧表」を参照のこと。

## 2 手数料及び納入方法

### (1) 手数料の額

手数料の額は、「使用料及び手数料条例」により次のとおり定められています。

区分 納入額	経営規模等評価申請及び総合評定 値請求を同時に行う場合	経営規模等評価申請の みを行う場合	総合評定値請求のみを 行う場合
1 業種	11,000 円	10,400 円	600 円
2 業種	13,500 円	12,700 円	800 円
3 業種	16,000 円	15,000 円	1,000 円
4 業種以上	16,000 円に、1 業種増すごとに 2,500 円を加算した額	15,000 円に、1 業種増す ごとに 2,300 円を加算 した額	1,000 円に、1 業種増す ごとに 200 円を加算し た額

### (2) 納入方法

千葉県収入証紙（注意：国土交通大臣許可業者の方は収入印紙です。）

### (3) 納入時期

**経営規模等評価申請時・総合評定値請求時に、収入証紙貼付書（様式自由）に貼付して提出してください。**

### 【収入証紙の主な販売所】

千葉県庁生活協同組合、各市町村、県の各地域振興事務所

※ 収入証紙に関する問い合わせ先（千葉県出納局：TEL043-223-3309）

※ 収入証紙は令和8年12月末をもって販売を終了します。

### 3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」(千葉県知事許可業者)

#### 各必要書類の注意点

- (1) 種別に「選択」とあるものは、注意点などを読んで、該当する場合に必要。
- (2) 前年度に経営事項審査を受けていない場合(初めて経営事項審査を受ける場合を含む。)は、下記の表中の説明において「審査対象事業年度」とあるのは、「審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度」と読み替えること。  
ただし、項番31(20002帳票)の計算基準の区分で3年平均を選択する場合は、「審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度並びに審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」とする。
- (3) **【原本】と表記があるもの以外は全て写しとする。**  
※一旦提出された書類は、副本以外返却は致しません。  
※郵送方法の詳細は3頁をご覧ください。
- (4) 提出書類で過去3か月以内に発行されたものとは、当課に到達した日から起算します。

番号	種別	書類名	注意点など
1	必須提出	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	正副2部作成。行政書士に委任している場合、正本には行政書士印を押印。副本は正本のコピーでも可。
2	必須提出	工事種別別完成工事高・工事種別元請完成工事高	正副2部作成。
3	必須提出	その他の審査項目(社会性等)	正副2部作成。
4	必須提出	技術職員名簿	正副2部作成。 ・技術者に審査基準日(決算日)以前6ヶ月を <u>超える</u> 雇用期間が必須。
5	選択提出	工事種別別完成工事高付表	正副2部作成。 完成工事高積み上げ申請を行う方のみ必要。 ※ 該当業種に完成工事高が無くても積み上げをする場合は必要です。
6	選択提出	建設機械の保有一覧表	正副2部作成。 建設機械を申請する方のみ必要。
7	必須提出	経営状況分析結果通知書【原本】	

8	選択 提出	提出 電子納付の場合は9を 収入証紙の場合は8、	収入証紙貼付書	県知事許可の場合、所定の千葉県証紙を貼付したもの。(様式は自由) ・貼付する証紙の額は多過ぎても、少な過ぎても受付できません。
9	選択 提出		申込内容照会画面を印刷した書面	経営事項審査手数料を電子納付した場合、「ちば電子申請サービス」の申込内容照会画面を印刷した書面が必要。
10	必須 提出		経営規模等評価申請等提出票	正副2部作成。
11	選択 提出		委任状【原本】	行政書士が申請者の代理人で書類の作成、審査の申請・補正を行う場合に必要。 ・委任状には審査基準日を必ず記載すること。
12	選択 提出		行政書士会への登録が証明できる書類(行政書士証票等)	行政書士が申請者の代理人で書類の作成、審査の申請・補正を行う場合に必要。 ・補助者の場合は、補助者証を提出すること。
13	必須 提出		副本返送用の封筒	・封筒に宛先を記載すること ・切手は不要
14	選択 提出	行政書士が結果通知書を受理する場合必要	結果通知書送付用定型封筒(長形3号)	・行政書士など申請者の代理人が結果通知書を受理する場合に必要。 ・切手は不要。 ・封筒に宛先、建設業の許可番号、会社名を記載すること。
15	選択 提出		公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書及び基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(2001帳票)項番17自己資本額の計算基準区分で「2」(2期平均)を選択し、自己資本額に資本性借入金の金額を含める場合に必要
16	必須 提出		建設業の許可通知書	申請時点及び審査基準日時点において、有効なすべての書類が必要。 ※新規申請の場合、最初の許可通知書も必要

17	必須提出		建設業許可申請書 (表紙及び専任技術者一覧表)	申請時点及び審査基準日時点において、有効な書類が必要。県土木事務所の受付印があるもの。 ・許可の更新中手続きの場合は、更新分と更新前のもの両方必要。 ・最新の許可(更新含む)後に、商号・代表者・専任技術者等に変更があった場合は、変更届出書(県土木事務所の受付印があるもの。)の提出が必要。
18	必須提出		法人の登記事項証明書(旧商業登記簿謄本) 【申請日前3か月以内に発行されたもの】	【法人(支配人登記している個人を含む)】 ・法人の登記事項証明書(旧商業登記簿謄本)
19	選択提出	申請が法人の場合いずれか選択 (初めて経審を受審する場合又は法人番号 が変更となった場合のみ必要)	法人番号指定通知書	国税庁から届いたもの。
20	選択提出		国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの	ホームページアドレス ( <a href="http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a> )
21	必須提出		消費税の確定申告書の申請者控	審査対象事業年度に係るもの。 ・確定申告書の申告者控第一表 ・免税業者については、不要。 ・当初課税業者だったが、審査対象事業年度中に免税業者になった場合、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の申請者控が必要。 ・消費税の課税標準額が完成工事高より低額の場合、明確な理由を余白や別紙に記載して提出してください。

2 2	<b>必須提出</b>		消費税及び地方消費税の納税証明書 【申請日前3か月以内に発行されたもの】	審査対象事業年度に係るもの。 ・様式は『その1・納税額等証明用』。 ・免税業者についても必要。(金額欄が0又は無の表記となる。)
2 3	<b>必須提出</b>		前回受けた経営事項審査申請書の副本	経営規模等評価申請書、提出表(工事種別別完成工事高付表、その他の審査項目、技術職員名簿、建設機械の保有一覧表、積み上げ付表)について、千葉県建設・不動産課の受付印のある副本の写し。 ・同一の審査基準日について複数ある場合はすべて必要。 ・千葉県知事に対して初めて申請する方は不要。(大臣許可や他県知事許可から千葉県知事許可に変わった場合も同様) ・制度改正に伴う再審査を申請した場合は、再審査申請時の申請書の副本が必要。 ・前回の申請が郵送による場合は、郵送による申請又は電子申請のいずれも受付印のある副本が必要。 ・前回の申請が電子申請の場合は、郵送による申請のみシステムから出力した申請書が必要。
2 4	<b>必須提出</b>		建設業許可に係る決算変更届出書(事業年度終了届)(副本) <工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施行金額>	審査対象事業年度に係るものの副本一式。 県土木事務所の受付印があるもの。(表紙・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号・工事経歴書)) ・許可取得後、決算が到来する前に経営事項審査を受ける場合は、「81 工事経歴書」、「82 直前3年の各事業年度における工事施工金額」を参照。

25	必須提出	契約内容が確認できる書類	<p>審査対象事業年度に含まれる各事業年度に係る工事経歴書について、経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書ごとに（完成工事高の積み上げ申請を行う場合は、当該積み上げる業種に係る建設工事の工事経歴書についても）、<u>当該工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事について、次のアからオのいずれかの書類を提出してください。</u></p> <p>※工事進行基準を採用している場合の上位3件の考え方は、各決算期の売上分の金額で順位を決めます。</p> <p>ア 建設工事請負契約書  イ 「注文書」及び「注文請書」  ウ 「注文書」及び「請求書」  エ 「注文請書」及び「入金を確認できる書類」※  <b>《請書》と記載のあるものは、上記同様。</b>  オ 「請求書」及び「入金を確認できる書類」※</p> <p>※「入金を確認できる書類」とは、発注者から請負代金が振り込まれた旨の記載がある銀行等の通帳、当座勘定照合票等のほか領収書（控）、支払手形の写しをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約変更がある場合は、当該変更に係る上記アからオのいずれかの書類の提出。</li> <li>・基本契約書を締結している場合は、上記アからオに加え、当該基本契約書も提出してください。</li> <li>・共同企業体受注の場合は、協定書も必要となります。</li> </ul> <p><b>【一つの工事の完成工事高を複数年度に渡り分割計上している場合の確認書類】</b>  当初契約年度に係る上記ア～オのいずれかの書類に加え、下記の書類についても提出が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工期の重なる事業年度に係る事業年度終了届【副本】</li> <li>② 審査対象事業年度分の請求書及び入金の確認できる書類（当該事業年度の工事高を確認するため必要。）</li> </ol>
----	------	--------------	--

2 5	必須 提出	契約内容が確認できる書類	<p>※工事進行基準適用工事については、上記①に加え、当該事業年度の決算に計上した売上高の根拠となる資料（元帳、工事工程表等）も併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書等では工事内容が判然としない場合は、工事内訳書や見積書などの書類も提出してください。</li> <li>・閲覧に供する工事経歴書を作成する際は、個人の氏名が特定されないよう十分に留意することとされました。</li> </ul> <p>(例：個人住宅の新築工事)</p> <p>個人情報保護のため、工事経歴書の注文者や工事名を伏字等にした場合は、<u>契約書に番号を付すなど工事経歴書と契約書類の紐づけをお願いします。</u></p>
2 6	必須 提出	技術職員の資格を証する書類	<p>技術職員名簿に記載した資格を確認できる免状の写しや実務経験証明書（P78参照）等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間の定めがなく、前回の審査時に示している場合は不要。※変更の場合を除く。</li> <li>・第二種電気工事士のように、資格に加えて実務経験が必要なものについては、資格を確認できる免状の写し及び実務経験証明書。</li> <li>・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証は該当者がいる場合は必要（写し可）</li> </ul> <p>※28年6月以降に監理技術者講習を受けた方は、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証は統合されるので、統合後のものを持っている方は、必ず監理技術者資格者証の両面を提出すること。</p> <p>（写しの場合は両面印刷）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証（写し）を提出。</li> <li>・建設キャリアアップシステムにおいてレベル3又はレベル4と判定された技術者については、能力評価（レベル判定）結果通知書（写し）を提出。</li> <li>・監理技術者補佐（1級技士補）については、次のいずれかが必要       <ol style="list-style-type: none"> <li>①1次検定の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証(前回経審で確認できる場合は不要)</li> <li>②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料</li> </ol> </li> </ul>

27	選択提出		技術職員の生年月日を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>「29～31 健康保険及び厚生年金保険加入の場合」に係る書類が無く、法第7条第2号ハ（10年以上の実務経験）により申請する技術職員等、生年月日が記載された書類が確認できない場合必要。</li> <li>公的機関が発行する生年月日の記載があるもの。 例：国民健康保険被保険者証 など</li> </ul>
28	必須提出		給与所得の源泉徴収簿等(個人事業主は確定申告書類一式等(青色・白色申告決算書))	<p>「<u>審査基準日以前6ヶ月を超える月</u>」から「<u>審査基準日を支給算定する月</u>」までの各職員の支給明細が確認できる源泉徴収簿（給与台帳、賃金台帳など）。（源泉徴収票は不可）</p> <p><u>可能な限り、技術職員名簿記載順に並べること。</u></p> <p>※審査の円滑化のため、技術職員の通番を加筆してください。</p>
29	選択提出	<p>健康保険及び厚生年金保険加入の場合、 該当するものをいずれか選択 ※保険者番号・記号はマスキングすること。</p>	健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の審査基準日現在の加入状況を確認しますので、<u>審査基準日時点で適用される標準報酬決定通知書を提出してください。</u></li> <li>※標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用されます。</li> <li>組合管掌健康保険に加入している場合は、組合から発行された健康保険の標準報酬決定通知書も必要となります。</li> <li>審査の円滑化のため、標準報酬決定通知書に技術職員の通番を加筆してください。</li> </ul>
30	選択提出		被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は住民税特別徴収税額通知書	<p>強制適用が除外される国民健康保険組合等に加入している場合に必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これとは別に上記の厚生年金保険に関する書類の提出も必要。</li> <li>被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。</li> </ul>
31	選択提出		後期高齢者医療制度加入の被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は住民税特別徴収税額通知書	<p>後期高齢者医療制度の被保険者である技術職員がいる場合に必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。</li> </ul>
32	選択提出		住民税特別徴収税額通知書	<p>社会保険に未加入で、住民税の源泉徴収を行っている場合に、勤務先の企業名、技術者名簿及び経理担当者が記載されていることが必須。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準日が入る年度の通知書。</li> </ul>

33	選択提出		建設業退職金共済加入・履行証明書（経営事項審査申請用） 【申請日前3か月以内に発行されたもの】	勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が発行したもの。経営事項審査申請用に限る。
34	選択提出	退職一時金制度又は企業年金制度適用の場合、 いずれか選択	労働協約、就業規則若しくは退職金規則	基準日現在に効力を持っているもの。 ・常時10人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの ・退職一時金制度は全ての労働者を対象としている必要がある。一部の労働者のみが対象となっているものは加点対象にならない。 ・建設業退職金共済の支給をもって退職金とする就業規則は加点対象にならない。
35	選択提出		退職金共済加入証明書又は共済契約書	中小企業退職金共済など勤労者退職金共済機構や特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている場合に必要。（ただし、特定業種退職金共済契約以外。）
36	選択提出		厚生年金基金加入証明書	厚生年金基金が設立されている場合に必要。
37	選択提出		適格退職年金契約書	適格退職年金の契約が締結されている場合に必要。
38	選択提出		基金型企業年金加入証明書 又は 規約型企業年金加入証明書	確定給付企業年金が導入されている場合に必要。 ・基本型企業年金は企業年金基金が、規約型企業年金基金は資産管理運用機関がそれぞれ発行。
39	選択提出		確定拠出年金法に規定する企業型年金加入証明書	確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されている場合に必要。 ・確定拠出年金運営管理機関が発行

40	選択提出	法定外労災加入の場合、いずれか選択	建設労災補償共済制度加入証明書	政府労災に加え、(財)建設業福祉共済団と労災補償契約を締結している場合に必要。
41	選択提出		全国建設業労災互助会加入証明書	政府労災に加え、(社)全国建設業労災互助会と労災補償契約を締結している場合に必要。
42	選択提出		労働災害補償共済契約加入者証書	政府労災に加え、全国中小企業共済協同組合連合会と労災補償契約を締結している場合に必要。
43	選択提出		労保連労働災害共済加入者証書	政府労災に加え、(社)全国労働保険事務組合連合会と労災補償契約を締結している場合に必要。
44	選択提出		労働災害保険証券 又は 加入証明書	政府労災に加え、民間保険会社と労災補償契約を締結している場合に必要。 <u>※法定外労働災害補償の要件4点が必ず記載されていること。</u>
45	選択提出		団体保険制度への加入を証明する書類	政府労災に加え、建設業者団体や民間保険会社等と団体労災補償契約を締結している場合に必要。 <u>※法定外労働災害補償の要件4点が必ず記載されていること。</u>
46	選択提出		共済事業(労災保険)への加入を証明する書類	政府労災に加え、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者と労災補償契約を締結している場合に必要。 <u>※法定外労働災害補償の要件4点が必ず記載されていること。</u>

47	選択提出	31のいずれかの提出も必要 技術職員名簿に記載の無い職員の場合、提出書類に加え、28及び29	CPDの単位取得を証する書面の写し	CPD認定団体の発行する、審査基準日以前1年間に修得したCPD単位を証する書類。
48	選択提出		様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」	技術職員名簿に記載できない者が該当する者がいる場合に作成する。 ※詳細は66,70ページを参照
49	選択提出		能力評価(レベル判定)結果通知書	能力評価(レベル判定)結果通知書については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準(建設キャリアアップシステム)により受けた評価が審査基準日以前3年間にレベルが1以上向上した者がいる場合に提出する。 ※詳細は67,71ページを参照
50	選択提出		施工体制台帳の一部(作業員名簿)	審査基準日以前3年間の間に作成したもの。
51	選択提出		様式第5号「技能者名簿」	正副2部作成。 CPD単位の取得にのみ該当がある場合でも作成すること。 審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く)について作成すること。
52	選択提出	基準日における各認定の取得がある場合 「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査	各えるぼし認定を取得していることを証する書面	①審査基準日時点で有効な、「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類 ②厚生労働省の公表資料である「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧」、「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇用促進総合サイトにて公表される「ユースエール認定企業一覧」のうち申請者の名称が記載されているページ(出力日が分かるようにすること。) ※審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされている場合は、②に替えてそのことを証する書類を提出すること。
53	選択提出		各くるみん認定を取得していることを証する書面	
54	選択提出		ユースエール認定を取得していることを証する書面	

5 5	選択提出	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当がある場合	別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	<p>【審査対象工事】①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事</p> <p>① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事</p> <p>【該当措置】①～③のすべてを実施している場合に加点</p> <p>① CCUS 上での現場・契約情報の登録 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出</p>
5 6	選択提出	建設技能者を大切にすることを企業の自主宣言に該当がある場合	別記様式第7号に掲げる「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書及び宣言書	審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、誓約書に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っていること。
5 7	選択提出		手続開始決定通知書、計画認可通知書及び手続終結を受けたことを証する書面	平成23年4月1日以降、審査基準日までに民事再生法における再生手続開始決定、又は、会社更生法における更生手続開始決定がされている場合に必要。
5 8	選択提出	防災協定締結の場合、いずれか選択	防災活動における建設業者の防災活動に関する協定書	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、直接防災活動に関する協定を締結している場合に必要。
5 9	選択提出	防災協定締結の場合、いずれか選択	<p>団体に加入していること及び防災活動に従事していることが証明できる証明書</p> <p>【申請日前3か月以内に発行された原本】</p>	<p>・申請者が加入している団体が地方公共団体等と防災活動に関する協定を結んでいる場合に必要。</p> <p>・団体に加入していることに加え、防災活動に従事していることが明示されているもの。</p> <p>※千葉県ホームページに「防災協定に関する証明書」の参考様式を掲載しています。</p> <p>・審査基準日が記載されていること。</p>

6 0	選択提出		建設業法違反による営業停止命令書又は指示書	審査基準日前1年の間に、建設業法第28条の規定による営業停止処分年月日又は指示処分年月日がある場合に必要。 ・入札参加資格の指名停止は対象外。
6 1	選択提出		監査報告書	会計監査人の設置を行っている場合に必要。
6 2	選択提出		会計参与報告書	会計参与の設置を行っている場合に必要
6 3	選択提出		「経理処理の適正を確認した旨の書類」 【原本】	「6 4」の要件（二級試験を除く）を有する常勤の役職員が、経理実務の責任者であって、経理処理の適正を確認している場合に必要。
6 4	選択提出	6 3の提出書類に加え、28～31のいずれかの提出も必要	公認会計士等の資格を証する免状、 一級、二級登録経理試験合格証書又は合格証明書、講習の終了証等  例：(財)建設業振興基金の発行した合格証等	常勤の役職員に、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験等の合格者等がいる場合に必要。 【公認会計士、税理士】 ・資格を証明する書類 (研修受講後、公認会計士、税理士として登録されていること) 【一級、二級登録経理試験（一級、二級建設業経理（事務）士検定試験含む）】 ・合格証等資格を証明する書面（登録経理合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者） ・登録経理講習の終了証の写し（講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者）  ★登録経理試験（建設業経理（事務）士検定試験含む）については、平成28年度以前に合格した者であっても、令和5年3月(審査基準日)までの間は引き続き、合格証のみの提出で評価対象とする。 ※詳細は73ページを参照
6 5	選択提出		建設業法施行規則別記様式第17号の2注記表又はこれに準ずる書類	会計監査人設置会社のみ必要。
6 6	選択提出		特定自主検査記録表 (新車購入時、新車リースの場合は、特定自主検査実施時期証明書)	審査基準日前1年の間に検査を実施していること。 ・機種が加対象となるものであること。 ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。

67	選択提出		移動式クレーン検査証	審査基準日が有効期間内であること。 つり上げ荷重が3トン以上であること。
68	選択提出		自動車検査証	有効期間満了日が審査基準日以降であること。 大型ダンプ車については、経営する事業の種類として建設業を届け出ており、表示番号を取得し、最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上であること。 ※自動車検査証では建設機械の所有を証することはできない。
69	選択提出	※建設機械型番・製造車体番号が明確に記載されていること。 所有の場合、いずれか選択	売買契約書	申請者が購入者となっている契約書。
70	選択提出		建設機械打刻証明書 又は 建設機械打刻検認証明書	申請者が現在の所有者となっている場合に限る。
71	選択提出		注文書、注文請書、 購入依頼書など	申請者が申込者となっている書類に限る。
72	選択提出		法人税又は所得税の 確定申告書の別表16 及び 減価償却に係る明細 表など	明細等で、1台ごとの建設機械が確認できること。
73	選択提出		過去3年間の特定自主 検査記録表	3年間の使用者が申請者である場合に限る。
74	選択提出	リースの場合、 いずれか選択	リース契約書(賃貸借 契約書、レンタル契約 書)	申請者が賃借人となっている契約書。 ・審査基準日から1年7ヶ月を経過する日 以降まで使用期間の定めがあること。
75	選択提出		契約を締結したリース 会社が発行するリース 契約の証明書	リース期間に関する記載があるものに限る。
76	選択提出	新規掲載の建設 機械がある建 設機械がある 場合に必要	建設機械の規格が確認 できる書類 (カタログなど)	加対象となる規格を満たしているかどうか を確認するため必要。(P61参照) (上記69～75の提出書類に規格の記載が ある場合は提出不要。)
77	選択提出		建設機械のリース契 約に関する申出書	正副2部作成。 リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月 以内に終了する契約において、その契約の 更新、延長及び建設機械の買取を予定してい る場合に作成する。
78	選択提出		エコアクション21 により認証されてい ることを証する書面 の写し	エコアクション21の認証を受けていること を確認できる、一般財団法人持続性推進機構 による「認証・登録証」。

79	選択提出		I S O 認証登録証明書及び付属書など	審査基準日において、I S O 9 0 0 1 (品質管理) 又は1 4 0 0 1 (環境管理) の認証を加点の要件を満たして受けている場合に必要。
80	選択提出		継続雇用制度の対象者であることを証する書面	技術職員に高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合に必要。 常時10人以上労働者を使用する企業は、労働基準監督署の受付印がある就業規則を提出すること。 ・常勤性の書類は別途必要
81	選択提出		経営事項審査対象建設業種に係る建設工事の工事経歴書	許可取得後、決算が到来する前に経営事項審査を初めて申請し、建設業許可に係る決算変更届出書(事業年度終了届)を作成していない、もしくは、提出をしているが、経営事項審査を受けるための工事経歴書(P109参照)を作成していない場合に必要。
82	選択提出		直前3年の各事業年度における工事施工金額	経営事項審査を初めて申請し、建設業許可に係る決算変更届出書(事業年度終了届)を作成していない場合に必要。
83	選択提出		外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	正副2部作成。 外国子会社経審 左の認定書を有する建設業者は、経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書に当該認定書を添えて申請すること。

### 前年度に経営事項審査を受審していない、又は初めて経営事項審査を受審される方へ

初めて経営事項審査を申請される方は、上記の必要書類のうち、下記の書類については、審査対象事業年度に係るものに加え、前審査対象事業年度分のものが必要となります。

ただし、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)の計算基準区分で「2」(3年平均)を選択した場合は、前々審査対象事業年度分のものについても必要となりますので、ご注意ください。

16 最初の許可通知書

※紛失等で最初の許可通知書が無い場合、最古の許可通知書をご提出ください。

21 消費税の確定申告書の申請者控え

22 消費税及び地方消費税の納税証明書【申請日前3か月以内に発行されたもの】

24 建設業許可に係る決算変更届出書(事業年度終了届)

25 契約内容が確認できる書類

## 4 全般的な注意事項等

- (1) 審査は郵送・電子のみです。申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方が申請してください。
- (2) 申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。
- (3) 申請書類受付後、内容確認等のため、県から電話あるいは文書で照会することがありますので、御協力ください。
- (4) 千葉県では「経営事項審査における完成工事高と技術職員数値の相関分析」を行い、疑義業者として調査対象となった業者に対しては、追加の資料を提出していただいています。これらを提出できない場合にはその分を完成工事高から差し引く等の措置をとる場合がありますので、十分注意してください。  
また、疑義がある場合には、立入検査や関係行政機関への照会等を実施します。
- (5) 「経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001 帳票）」等の申請書等副本（申請者控）で県土整備部建設・不動産課の受付印のあるもの及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」並びに「経営状況分析結果通知書」は、公共工事発注機関に対して入札参加資格審査の申請をする際にその写しの提出を求められることがありますので、大切に保管してください。
- (6) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の紛失や汚損を理由とする再発行は行いません。もし、紛失等により、お手元にない場合、建設・不動産課の控えを原本証明してお渡しすることができます。詳細は千葉県ホームページ「経営事項審査結果通知書の原本証明について」をご覧ください。
- (7) 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から 30 日以内に限り、再審査を申し立てることができます（ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりません。）。この申立てを行う方は、申立て方法についてお問い合わせください。
- (8) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日から 120 日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。この申立てを行う方は、別に定める説明書を参照し、申立てを行ってください。
- (9) 一の審査基準日について結果通知を受けた後に、経営規模等評価等対象建設業を追加するために同一の審査基準日について再度申請等を行いたい方（いわゆる業種追加申請を希望する方）は、本説明書「V参考 業種追加申請について（83項）」を参照の上申請を行ってください。

・問い合わせ先 千葉県県土整備部建設・不動産課 TEL043-223-3113

## 5 個別相談会

個々の申請者が申請を行うに当たって、説明書を読んでも不明な点がある場合は、下記により個別相談会を開催しますので御利用ください。(予約制)

開催日	場所	時間
千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページを御覧ください。	経営事項審査室 千葉市中央区市場町 1-1 (県庁南庁舎 9 階)	午前の部 午前 10 時～午前 11 時 午後の部 午後 1 時 30 分～午後 3 時

※ 申請書類一式をできる限り準備の上、御参加ください。

※ 個別相談会への参加を希望する方は、電話により受付の予約をしてください。(時間は午前又は午後のいずれかを選択できます。)

千葉県県土整備部 建設・不動産業課 ☎ 043-223-3113

## 6 経営事項審査結果の公表について

- (1) 千葉県知事許可業者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しは、建設・不動産業課で閲覧することができます。
- (2) (一財)建設業情報管理センターのホームページで、全国の建設業者の経審結果を閲覧することができます。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。  
(一財)建設業情報管理センター  
所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1 住友生命日本橋大伝馬町ビル5階  
電話番号：03-6661-6622、ホームページアドレス：<https://www.ciic.or.jp/>

## 7 虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分

- (1) 経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります（建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条）。
  - ア 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。
  - イ 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をして提出した結果で得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります（建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項）。

---

### Ⅲ 経営事項審査における 申請書類の作成方法 (千葉県知事許可業者)

---

### Ⅲ 経営事項審査における申請書類の作成方法（千葉県知事許可業者）

#### 1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001 帳票）

##### 【記載要領】

- 1 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」、

「建設業法第 27 条の 26 第 2 項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定により、総合評定値の請求をします。」

「 地方整備局長 一般  
北海道開発局長、「国土交通大臣 及び については、不要のものを消すこと。  
知事」 知事」 特」

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の主たる営業所の所在地（及び登記上の本店の所在地）、商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を記載すること。

申請者の他に申請書又は建設業法施行規則第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状（作成に係る権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本を添付すること。

申請者の代理人（行政書士等）が書類提出手続を行う場合は、書類提出手続に係る委任状（書類提出手続を行う権限及び申請内容の補正を行う権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本と、行政書士会への登録が確認できる書類（行政書士証票等）を提出すること。

申請者の代理人（行政書士等）が結果通知書を受領することを希望する場合は、結果通知書受領に係る委任状（結果通知書を受領する権限を有することを証する書面。審査基準日を記載すること。行政書士又は行政書士法人にあっては、その登録番号又は法人番号も記載のこと。）の原本を添付すること。また、結果通知書送付用封筒（日本工業規格長形 3 号。表側に代理人の住所氏名（敬称を付すこと。）を、裏側に申請者名及び許可番号を記載のこと。切手貼付不要。）を添付すること。

上記の委任状は、一部でこれを兼ねることができます。

- 3 太線の枠内には記入しないこと。

- 4     で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば  1  2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば  建  設  工  業   のように左詰めで記入すること。

- 5 [0][2]「申請時の許可番号」の欄の「大臣」コードのカラムには、申請時に許可を受けている知事

行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事
----	--------	----	-------

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 [0][3]「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 [0][4]「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和5年3月31日であれば、[0][5]年[0][3]月[3][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合



合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

15   「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、36 ページの一覧表を参照し、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16   「主たる営業所の所在地」の欄には、15 により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関     のように記入すること。

17   「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば           のように記入すること。

18   「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。（申請時に建設業許可が廃業等になっている業種、新規で建設業許可を申請中の業種については経審で申請することはできません。）

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19   「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20   「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば           のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21   「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

- 22   「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23   「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（「経営状況分析結果通知書」の右上部に記載されているもの）を記入し、例えば     のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 25 本帳票 2 枚目の右下隅に、申請者の商号又は名称を記載すること。

市区町村コード表

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
千 葉 市		市 原 市	1 2 2 1 9	酒 々 井 町	1 2 3 2 2
中 央 区	1 2 1 0 1	流 山 市	1 2 2 2 0	栄 町	1 2 3 2 9
花 見 川 区	1 2 1 0 2	八 千 代 市	1 2 2 2 1	香 取 郡	
稲 毛 区	1 2 1 0 3	我 孫 子 市	1 2 2 2 2	神 崎 町	1 2 3 4 2
若 葉 区	1 2 1 0 4	鴨 川 市	1 2 2 2 3	多 古 町	1 2 3 4 7
緑 区	1 2 1 0 5	鎌 ケ 谷 市	1 2 2 2 4	東 庄 町	1 2 3 4 9
美 浜 区	1 2 1 0 6	君 津 市	1 2 2 2 5	山 武 郡	
銚 子 市	1 2 2 0 2	富 津 市	1 2 2 2 6	九 十 九 里 町	1 2 4 0 3
市 川 市	1 2 2 0 3	浦 安 市	1 2 2 2 7	芝 山 町	1 2 4 0 9
船 橋 市	1 2 2 0 4	四 街 道 市	1 2 2 2 8	横 芝 光 町	1 2 4 1 0
館 山 市	1 2 2 0 5	袖 ケ 浦 市	1 2 2 2 9	長 生 郡	
木 更 津 市	1 2 2 0 6	八 街 市	1 2 2 3 0	一 宮 町	1 2 4 2 1
松 戸 市	1 2 2 0 7	印 西 市	1 2 2 3 1	睦 沢 町	1 2 4 2 2
野 田 市	1 2 2 0 8	白 井 市	1 2 2 3 2	長 生 村	1 2 4 2 3
茂 原 市	1 2 2 1 0	富 里 市	1 2 2 3 3	白 子 町	1 2 4 2 4
成 田 市	1 2 2 1 1	南 房 総 市	1 2 2 3 4	長 柄 町	1 2 4 2 6
佐 倉 市	1 2 2 1 2	匝 瑳 市	1 2 2 3 5	長 南 町	1 2 4 2 7
東 金 市	1 2 2 1 3	香 取 市	1 2 2 3 6	夷 隅 郡	
旭 市	1 2 2 1 5	山 武 市	1 2 2 3 7	大 多 喜 町	1 2 4 4 1
習 志 野 市	1 2 2 1 6	い す み 市	1 2 2 3 8	御 宿 町	1 2 4 4 3
柏 市	1 2 2 1 7	大 網 白 里 市	1 2 2 3 9	安 房 郡	
勝 浦 市	1 2 2 1 8	印 旛 郡		鋸 南 町	1 2 4 6 3

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考ページ
1 6	必須	建設業の許可通知書	1 5
1 7	必須	建設業許可申請書（表紙及び専任技術者一覧表）	1 6
1 8	必須	法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）	1 6
1 9	選択	法人番号指定通知書	1 6
2 0	選択	国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの	1 6
2 1	必須	消費税の確定申告書の申請者控	1 6
2 2	必須	消費税及び地方消費税の納税証明書 （様式：その1納税額等証明書）	1 7
2 3	必須	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	1 7

# 様式第二十五号の十四の記載例

該当しないものを二重線で消す

(用紙A4)  
20001

## 経営規模等評価申請書 ~~経営規模等評価再審査申立書~~ 総合評定値請求書

代理申請では、申請者の押印は不要です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
~~建設業法第27条の規定により、経営規模等評価の再審査をします。~~  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

現在2以上の建設業許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

~~地方整備局長~~  
~~北海道開発局長~~  
千葉県 知事 殿

代理人  
千葉市中央区出洲港 1-1  
行政書士 下 総 大 地

申請者  
千葉市中央区市場町 1-1  
経審建設工業 株式会社  
代表取締役 経審 太郎

この枠内は記入しない

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〇	〇〇〇〇

原則として申請を行う日の直前の事業年度の終了の日を記入する

申請時番号	02	大臣知事コード	12	国土交通大臣知事	許可(特-29)	第	987654	号	許可年月日	平成 29 年 04 月 15 日
-------	----	---------	----	----------	----------	---	--------	---	-------	-------------------

記載要領(36頁)にある表から該当するコードを記入してください

前回の申請時番号	03	大臣知事コード	12	国土交通大臣知事	許可(特-〇〇)	第	〇〇〇〇	号	許可年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
審査基準日	04	令和 〇2 年 09 月 30 日								

前回の申請時の許可番号と今回の申請時の許可番号が異なっている場合のみ記入する。更新による年度のみの変更は、この場合に当たらない

法人の場合のみ、企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入(Yを単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)(Yを連結で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる)

申請等の区分	05	1																					
処理の区分	06	00																					
資本金額又は出資総額	07	1	(1.法人)	4	5	10	0	0	0	0	(千円)	14	13	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4

合併時や譲渡時等、今回の申請が特殊な経審の場合(=36頁の別表(2)の分類のいずれかに該当する場合には、該当するコードを記入してください)

カタカナで記入する濁点、半濁点は1カラムでは記入しない「・」や「、」は記入しない

商号又は名称のフリガナ	08	ケイシンケンセツコウギョウ
商号又は名称	09	経審建設工業(株)
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケイシン タロウ
代表者又は個人の氏名	11	経審 太郎

この部分のフリガナは要らない

申請等を行う時点で、許可を受けている建設業のカラムに一般は「1」特定は「2」を記入する

説明書39頁「市区町村コード表」を参考に記入してください

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	12101
主たる営業所の所在地	13	市場町 1-1

姓と名の間は1カラム空ける

市区町村名コードで記入するので、所在地欄への記入は不要です

郵便番号	14	260-0855	電話番号	043-223-3116
------	----	----------	------	--------------

申請等を行う業種のカラムに「9」を記入する経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時に行う場合は、申請業種と請求業種は一致していなければなりません

許可を受けている建設業	15	2221211
経営規模等評価等対象建設業	16	99999

平均して正となる場合の取扱い  
 (例) 1789.5 → 1789  
 平均して負となる場合の取扱い  
 (例) -161.5 → -162

千円単位で、右詰めで記入する

2期平均を選択した場合のみ記入する

自己資本額

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	1	7								1	7	8	9		

(千円)

審査対象

2 (1.基準決算)  
2.2期平均

基準決算

1	2	3	4	5	6	7	8	9

(千円)

直前の審査基準

3	4	5	6
---	---	---	---

(千円)

利益額の2期平均を千円単位で、右詰めで記入する

利益額 (2期平均)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

(千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)  
= 営業利益 + 減価償却実施額

利益額の定義は記載のとおり

技術職員名簿に記載した人数と一致する

技術職員数

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

(人)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前の審査対象事業年度
営業利益	営業利益
減価償却実施額	減価償却実施額

営業利益及び減価償却実施額をそれぞれ千円単位で、右詰めで記入する。決算日変更以外は、分析結果の参考値を記入。「審査対象事業年度」の考え方は39ページを参照。

登録経営状況分析機関番号

2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

経営状況分析を受けた機関の名称

○○○○○○○○

経営状況分析を受けた機関の「登録番号」と名称を記入する  
 「登録番号」は経営状況分析結果通知書の右上部に記載されているが、不明な場合には経営状況分析を受けた機関に直接確認のこと

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙二による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

再審査申立を行う場合のみ記入してください

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の連絡先を記入する (受付後の県からの問合せ先になります)

連絡先

所轄等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

(決算期変更等の事情がある場合の記載例は千葉県ホームページに掲載しています。)

## 2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）

### 【記載要領】

- 1 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。
- 2 3 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
  - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合  
(例) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
  - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合  
(例) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
  - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合  
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月  
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自令和04年01月 ～ 至令和04年12月
  - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合  
(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき  
自令和04年10月 ～ 至令和05年03月
  - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合  
(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和5年3月31日）より前の日（令和4年11月1日）に申請するとき  
自令和04年10月 ～ 至令和00年00月
- 3 3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 3 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない

場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、**3** **1**で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

完成工事高及び元請完成工事高は、消費税課税期間にあっては消費税抜きの額を記載し、消費税免税期間にあっては消費税込みの額を記載すること。

ひとつの請負契約に係る建設工事の完成工事高をふたつ以上の工事の種類に分割又は重複計上しないこと。

完成工事高及び元請完成工事高に兼業事業売上高を含めないこと。（103ページ参照）

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができる。例えば、土木一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る。）、舗装、水道施設の各工事業である。建築一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る。）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体の各工事業である。

一式工事業以外の建設業を申請する場合においては、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができる。例えば、電気工事業と電気通信工事業、管工事業と水道施設工事業、管工事業と消防施設工事業、とび工事業と石工事業などの関係がこれに相当する。（詳細についてはV参考 4完成工事高積み上げ申請について（99～101ページ）を参照。）

上記のとおり一の建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請を完成工事高積み上げ申請という。これを行う場合、工事種類別完成工事高付表を作成すること。（43ページ参照。）

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書を有する建設業者は、認定書の数値と申請者の工事種類別完成工事高を合算した額を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5 **3** **3**「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

なお、「その他工事」に実績がない場合は、完成工事高に「0」を記入すること。

6 **3** **4**「合計」の欄は、完成工事高においては、**3** **2**及び**3** **3**に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、**3** **1**の各カラムは最初の用紙のみに記入し、**3** **3**「その他工事」の欄及び**3** **4**「合計」の欄は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後V E(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後V Eによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば**□, □ □ 1, 2 3 4, 0 0 0**のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

### 【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考ページ
2 3	必須提出	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	1 7
2 4	必須提出	建設業許可に係る決算変更届出書	1 7
2 5	必須提出	契約内容が確認できる書類	1 8
8 1	選択提出	経営事項審査対象建設業に係る建設工事の工事経歴書	2 7
8 2	選択提出	直前3年の各事業年度における工事施工金額	2 7
8 3	選択提出	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	2 7

別紙一（工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高）の記載例（令和3年9月30日の例）

『2年平均』『3年平均』の選択については、全申請業種が選択した年数での計算となる。  
そのため、記載例のように、「土木一式は完成工事高が上がるが、舗装は下がる」ということが発生する。  
選択の際は注意すること。

(用紙A4)  
2 0 0 0 2

年及び月をそれぞれ記入する  
2枚以上になる場合は、最初の用紙にのみ記入する

工事種別完成工事高  
工事種別元請完成工事高

2年平均は「1」  
3年平均は「2」  
なので注意

3年平均で申請を行う場合は、下の2段(年)の合計を2で除した数値を記入する  
端数は切り捨てる

申請を行う業種についてのみ記入する

記載要領のコード表(43頁)より記入する  
なお、「土木一式」を申請等する場合はその次の段に「プレストレストコンクリート構造物」を、「とび・土工・コンクリート」を申請等する場合はその次の段に「法面処理」を、「鋼構造物」を申請等する場合はその次の段に「鋼橋上部」を、実績がゼロであっても、必ず記入する

011「プレストレストコンクリート構造物」、051「法面処理」、111「鋼橋上部」に記入した完成工事高は、内訳表示なので、合計には含まれない

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度									
	3 0 年 1 0 月 至 0 2 年 0 9 月					3 0 年 1 0 月 至 0 3 年 0 9 月					1 1 年 1 0 月 至 1 3 年 0 9 月					1 5 年 1 0 月 至 1 7 年 0 9 月				
3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 01年 10月～02年 9月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 30年 10月～01年 9月										計算基準の区分 1. 2年平均 2. 3年平均									
3 2	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)				
3 2 0 1 0	8 9 5 0					8 9 5 0					1 3 4 2 4					1 3 4 2 4				
3 2 0 1 0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5,699 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 12,202					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5,699 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 12,202					金額は千円単位で右詰めで記入する									
3 2 0 1 1	0					0					0					0				
3 2 1 3 0	5 6 0 5					2 1 6 0					2 3 4 8					1 8 7 9				
3 2 1 3 0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 7,809 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 3,401					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 3,120 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 1,200					申請等を行う建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入する。0円の場合は、「0」を記入すること。									
3 3	6 0 8					0					0					0				
3 3	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 1,217 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0					2枚以上になる場合は、最終の用紙に記入する									
3 3	0					0														
3 4	1 5 1 6 3					1 1 1 1 0					1 5 7 7 2					1 5 3 0 3				
3 4	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 1,217 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0					契約後VEに係る完成工事高の評価の特例					1. 有 2. 無				

該当する方にマルを付ける  
2枚以上になる場合でも全ての用紙で選択する

注意事項

- 各「審査対象事業年度」は原則としてそれぞれ12ヶ月間となります。(39ページ記載要領参照。)
- 完成工事高は、各「審査対象事業年度」に対応する額を記入してください。
- 決算期変更等の理由により「事業年度」と「審査対象事業年度」の期間が合致しない場合は、各「事業年度」の完成工事高を基に各「審査対象事業年度」に対応する完成工事高を算出するまでの計算過程を余白等に記入してください。(「審査対象事業年度」間に跨る「事業年度」の完成工事高については月単位で按分計算のこと。)

(決算期変更等の事情がある場合の記載例は本説明書「V参考 2 決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について」(85～90ページ)を参照)

### 3 工事種類別完成工事高付表の記載例（3年平均の場合）

※2年平均の場合は2年分のみ

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高												
<p>(審査対象事業年度) 令和02年10月～令和03年09月</p> <table border="0"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>15,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>11,000千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	15,000千円	うち元請	11,000千円	<table border="0"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>1,000千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	10,000千円	うち元請	10,000千円	とび・土工・コンクリート工事	5,000千円	うち元請	1,000千円
土木一式工事	15,000千円												
うち元請	11,000千円												
土木一式工事	10,000千円												
うち元請	10,000千円												
とび・土工・コンクリート工事	5,000千円												
うち元請	1,000千円												
<p>積み上げ後の完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。各審査対象事業年度の期間も記入する。</p>	<p>左に含める完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。</p>												
<p>(前審査対象事業年度) 令和01年10月～令和02年09月</p> <table border="0"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>12,000千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	12,000千円	うち元請	12,000千円	<table border="0"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	12,000千円	うち元請	12,000千円	とび・土工・コンクリート工事	0千円	うち元請	0千円
土木一式工事	12,000千円												
うち元請	12,000千円												
土木一式工事	12,000千円												
うち元請	12,000千円												
とび・土工・コンクリート工事	0千円												
うち元請	0千円												
<p>(前々審査対象事業年度) 平成30年10月～令和01年09月</p> <table border="0"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	0千円	うち元請	0千円	<table border="0"> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	0千円	うち元請	0千円	とび・土工・コンクリート工事	0千円	うち元請	0千円
土木一式工事	0千円												
うち元請	0千円												
土木一式工事	0千円												
うち元請	0千円												
とび・土工・コンクリート工事	0千円												
うち元請	0千円												
<p>積み上げる完成工事高が0であっても、業種・完成工事高ともに記載すること。(合計額が0でも記載)</p>	<p>積み上げ工種は全年統一すること。</p>												
<p>記入をお忘れなく！</p> <p>申請者 ○○○ (株)</p>													

(積み上げ申請については、99～101ページを参照のこと。)

(決算期変更等の事情がある場合の記載例は本説明書「V参考 2決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について」(85ページ)を参照)

(当該事業年度に完成工事高が無くても積み上げ申請をする場合は提出が必要です。)

## 4 技術職員名簿（2005 帳票）

### 【記載要領】

- 1 この名簿は、審査基準日以前6ヶ月を超える期間在籍する技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2つまでとする。

また、技術職員名簿は生年月日の遅い者から順に記載し、生年月日が同日の場合は氏名の五十音順に記入すること。

※申請業種ではない業種コードを記入しても加算されないので留意すること。

また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入しないこと。

- 2 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば  のように右詰めで記入すること。
- 3  「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば 、12枚目であれば  のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、前審査基準日までの技術職員名簿に記載の無かった技術職員に○を記入すること。前審査基準日に経営事項審査を受けていない場合は、審査基準日から遡って一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者に○を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。なお、「年齢の計算に関する法律」に基づき、誕生日の前日に満年齢が上がることとする。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、審査基準日時点において技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて49～52ページの一覧表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、審査基準日時点において建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（又は平成16年2月29日以前の指定講習（平成17年3月1日改正前の建設業法第27条の18第4項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。以下同じ。））の有効期間内に審査基準日が含まれる場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。(審査基準日時点の状況に基づき記載すること。)
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、各技術者がCPD認定団体によって認定された単位数を、CPD認定団体ごとの定数で除し、30を乗じた数を記載すること。※詳細は68ページを参照
- 11 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。(2枚以上の場合も全てに記入。)

#### 注 意

- 1 経営事項審査では、職員の常勤性を、①健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)の加入状況等、②賃金の支給状況の組み合わせで確認します。

なお、上記で確認の取れる者であっても、以下の者は常勤の職員として該当しないこととなりますので、御注意ください。

- (1) パート、アルバイトなど期間を定めて雇用されている者
- (2) 農閑期における農家からの出稼ぎの者など季節的に雇用されている者
- 2 技術者が高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者の場合、雇用期間が限定されていても、証明する書類の提出により認めるものとする。
- 3 他社からの出向職員については、出向協定書(基本協定及び出向命令書(期間記載のもの)、社会保険被保険者標準報酬決定通知書等及び源泉徴収簿により常勤性を確認します。
- 4 社会保険の被扶養者の方は技術職員名簿に記載することはできません。

#### 【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考ページ
23	必須提出	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	17
26	必須提出	技術職員の資格を証する書類	19
27	選択提出	技術職員の生年月日を証する書類	20
28	必須提出	給与所得の源泉徴収簿(個人事業主の場合は、青色・白色申告決算書)	20
29 ~31	選択提出	健康保険及び厚生年金保険加入の場合、いずれか選択	20
32	選択提出	住民税特別徴収税額通知書	20
80	選択提出	継続雇用制度の対象者であることを証する書類	27



( 参 考 )

建設業法第7条第2号

- イ 学校教育法に基づく学校（大学、高等専門学校、高等学校）の指定学科を卒業した後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学3年、高専3年、高校5年）以上の実務経験を有する者  
⇒コード番号001
- ロ いずれかの建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者  
⇒コード番号002
- ハ 一定の資格（建築士、土木施工管理技士等）を有する者

建設業法第15条第2号

- イ 国土交通大臣が定めた検定等に合格した者又は免許を有する者
- ロ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、元請で4,500万円以上の工事に関して、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- ハ 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有すると認定した者

⇒イと同等はコード番号003

ロと同等はコード番号004

（建設業法第7条第2号イに該当する技術者とは、下記Bの学科を卒業後Aの工事業の実務経験が大学で3年、高専で3年、高校で5年以上ある者をいいます。）

建 具 工 事 業	さ く 井 工 事 業	造 園 工 事 業	熱 絶 縁 工 事 業	消 防 施 設 工 事 業	機 械 器 具 設 置 工 事 業	防 水 工 事 業	板 金 工 事 業	し ゆ ん せ つ 工 事 業	鉄 筋 工 事 業	鋼 構 造 物 工 事 業	清 掃 施 設 工 事 業	水 道 施 設 工 事 業	管 工 事 業	電 気 通 信 工 事 業	電 気 工 事 業	解 体 工 事 業	塗 装 工 事 業	ブ ロ ック 工 事 業	タ イル ・ れ ん が ・ 工 事 業	屋 根 工 事 業	石 工 事 業	と び ・ 土 工 事 業	左 官 工 事 業	内 装 仕 上 工 事 業	ガ ラ ス 工 事 業	大 工 工 事 業	建 築 工 事 業	舗 装 工 事 業	土 木 工 事 業	A		
建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	土木工学、建築学又は電気工学に関する学科	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	建築学又は機械工学に関する学科	土木工学又は機械工学に関する学科	建築学又は機械工学に関する学科	土木工学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	電気工学又は電気通信工学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	B

注 意

- ・建設業法第7条第2号イに該当する技術者については、該当する学校の指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）（写し可）を提出してください。
- ・有資格者区分コード099（例：学校教育法による所定学科を修めて専門学校を卒業後、専門学校（1年制）にあっては5年以上、専門学校（2年制以上）にあっては3年以上、評価を受けようとしている建設業に関する実務の経験をしている者）を使用する場合は、「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」に記載するのではなく、実務経験証明書（建設業法施行規則別記様式第9号）を作成してください。なお、専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書の提出が必要です。
- ・実務経験の緩和措置を適用する場合の有資格者区分コードは099となります。







コード	資格区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 //
303	大工工事業 //
304	左官工事業 //
305	とび・土工工事業 //
306	石工事業 //
307	屋根工事業 //
308	電気工事業 //
309	管工事業 //
310	タイル・れんが・ブロック工事業 //
311	鋼構造物工事業 //
312	鉄筋工事業 //
313	舗装工事業 //
314	しゅんせつ工事業 //
315	板金工事業 //
316	ガラス工事業 //
317	塗装工事業 //
318	防水工事業 //
319	内装仕上工事業 //
320	機械器具設置工事業 //
321	熱絶縁工事業 //
322	電気通信工事業 //
323	造園工事業 //
324	さく井工事業 //
325	建具工事業 //
326	水道施設工事業 //
327	消防施設工事業 //
328	清掃施設工事業 //
329	解体行事業 //

401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 //
403	大工工事業 //
404	左官工事業 //
405	とび・土工工事業 //
406	石工事業 //
407	屋根工事業 //
408	電気工事業 //
409	管工事業 //
410	タイル・れんが・ブロック工事業 //
411	鋼構造物工事業 //
412	鉄筋工事業 //
413	舗装工事業 //
414	しゅんせつ工事業 //
415	板金工事業 //
416	ガラス工事業 //
417	塗装工事業 //
418	防水工事業 //
419	内装仕上工事業 //
420	機械器具設置工事業 //
421	熱絶縁工事業 //
422	電気通信工事業 //
423	造園工事業 //
424	さく井工事業 //
425	建具工事業 //
426	水道施設工事業 //
427	消防施設工事業 //
428	清掃施設工事業 //
429	解体行事業 //

コード	資格区分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 //
503	大工工事業 //
504	左官工事業 //
505	とび・土工工事業 //
506	石工事業 //
507	屋根工事業 //
508	電気工事業 //
509	管工事業 //
510	タイル・れんが・ブロック工事業 //
511	鋼構造物工事業 //
512	鉄筋工事業 //
513	舗装工事業 //
514	しゅんせつ工事業 //
515	板金工事業 //
516	ガラス工事業 //
517	塗装工事業 //
518	防水工事業 //
519	内装仕上工事業 //
520	機械器具設置工事業 //
521	熱絶縁工事業 //
522	電気通信工事業 //
523	造園工事業 //
524	さく井工事業 //
525	建具工事業 //
526	水道施設工事業 //
527	消防施設工事業 //
528	清掃施設工事業 //
529	解体行事業 //

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	---

備考

1級技術者…法第15条第2号イに該当する者

2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

別紙二（技術職員名簿）の記載例

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技術者は生年月日の遅い者順に記入

技術職員名簿

ページ数を記入する技術者数が多く2枚目以上に渡る場合は2枚目以降は「002」、「003」・・・と記入する

頁数 81 項番 001

通番	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	千葉 一郎	昭和63年10月1日	34	82	01	113	1	13	113	1	1	第000000000001号	0
2	船橋 太郎	昭和59年10月2日	37	82	01	002	2						5
3	松戸 五郎	昭和25年8月2日	72	82	01	214	2	09	129	1	1	第000122300001号	6
4				82									
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

**審査基準日時点の満年齢を記入**  
 「年齢の計算に関する法律」により、誕生日の前日に一歳年をとると考える  
 審査基準日：令和4年9月30日の場合  
 昭和63年10月1日生→9月30日に34歳になる→34歳と記入  
 昭和59年10月2日生→10月1日に38歳になる→37歳と記入

監理技術者資格者証の交付番号を記入する  
 審査基準日時点において、有効期限を経過している場合又は所属建設業者の欄が申請建設業者名と一致していない場合は記載不可

以下にあてはまる技術職員につき○を記入する  
 前審査基準日までの技術職員名簿に記載のない者  
 又は  
 審査基準日前一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者

技術職員1人につき2業種のみ申請可  
 (2業種の考え方)  
 ・1資格から2業種選択でもOK  
 例：土木施工管理技士→土木・ほ装  
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入  
 ・2資格から1業種ずつ選択でもOK  
 例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築  
 ※1業種につき1資格のみ申請可  
 ・1つの業種に対し、2つの資格を申請することは不可。  
 例：電気→電気施工管理技士 ○  
 電気→電気施工管理技士・電気工事士 ×

※この名簿に記入した技術者の人数は、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(20001帳票)の項番19に記入した技術職員数と必ず一致していなければなりません

**「講習受講」欄について**  
 申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入  
 ① 建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)  
 ② 建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けていること  
 ③ 建設業法第26条の6から8の規定による講習の有効期間に基準日が含まれること

**「CPD単位取得数」欄について**  
 技術職員が基準日以前1年間の間に、CPD認定団体によって認定された単位数を、CPD認定団体ごとの定数で除し、30を乗じた数値を記載してください。(小数点以下切り捨て)  
 ※記載できるのは、いずれかの一団体分のみ  
 ※計算の結果記載する単位数は各技術者ごとに上限30とし、30を超えた場合は30とする。  
 ★計算方法の詳細は68ページをご覧ください。

業種コードが経審申請業種でない場合は加点の対象となりません  
 また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入できません

記入をお忘れなく!

申請者 経審建設工業(株)

## 5 その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

【記載要領】・・・必要書類の□番号は、「必要な書類一覧」（14ページ～）の番号です。

1 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□**1****2**のように右詰めで記入すること。

### 2 **4** **1**「建設業退職金共済制度加入の有無」

審査基準日において、勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

特定業種退職金共済契約を締結していても、これを履行していないため、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から加入・履行証明書が発行されない場合は、「2」を記入すること。

必要書類：**33** 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の発行する**加入・履行証明書**（経営事項審査申請用に限る。）により確認します。  
☆独立行政法人勤労者退職金共済機構建設共千葉県支部 TEL 043-246-7379

### 3 **4** **2**「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」

① 審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。（退職金規定の中で建退共、中退共からの支給は不可）

※退職一時金制度は全ての職員を対象としている必要があり、一部の職員のみが対象となっているものは加算対象になりません。

※就業規則で建退共、中退共からの支給となっているものは不可。また、下記の例のように、建退共、中退共の支給と自社の支給が混在しているものも不可。

（例1）一部の職員は建退共の支給のみで、残りの職員は自社の原資による支給

（例2）条件を満たした職員は建退共の支給のみ、残りの職員は自社の原資による支給

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること（中小企業退職金共済など）。

(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

※（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）の「小規模企業共済」は対象外です。

必要書類：**34** (1) にあつては、労働協約、就業規則若しくは退職金規則（常時10人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの）により確認します。

**35** (2) 及び (3) にあつては、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部若しくは特定退職金共済団体の発行する**加入証明書又は共済契約書**により確認します。

**36** (4) にあつては、厚生年金基金の発行する加入証明書により確認します。

**37** (5) にあつては、適格退職年金の契約書により確認します。

**38** (6) にあつては、企業年金基金の発行する加入証明書（基金型企業年金の場合）、資産管理運用機関の発行する加入証明書（規約型企業年金の場合）により確認

します。

3.9 (7) については、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書により確認します。

#### 4 4.3 「法定外労働災害補償制度加入の有無」

(1) 審査基準日において、

労働（労働災害補償）保険（いわゆる政府労災保険）に加入していて（適用除外の場合、特別加入に入っていることが必要）、かつ、

- ・（公財）建設業福祉共済団
- ・（一社）全国建設業労災互助会
- ・全日本火災共済協同組合連合会
- ・（一社）全国労働保険事務組合連合会
- ・民間保険会社等

・中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき共済事業を行うものとの間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

なお、この法定外労働災害補償制度の要件としては、次の4つの要件を満たしていることが必要である。

- ① 業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象としていること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを保険給付の対象としていること。（従って、記名式の制度はこの要件を満たさない。）
- ③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。
- ④ 共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場の災害を保険給付の対象としていること。（工事現場ごとに加入する制度はこの要件を満たさない。）

また、いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりません、実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。

**※上記4要件が明確に記載されている必要があります。（他の文言等で推測できる等は不可）**

必要書類： 次により確認します。

- （公財）建設業福祉共済団 ⇒ 4.0 建設労災補償共済制度加入証明書
- （一社）全国建設業労災互助会 ⇒ 4.1 全国建設業労災互助会加入証明書
- 全日本火災共済協同組合連合会 ⇒ 4.2 労働災害補償共済契約加入者証書
- （一社）全国労働保険事務組合連合会 ⇒ 4.3 労保連労働災害共済加入証明書
- 保険会社 ⇒ 4.4 前記①から④の要件が確認できる保険証券又は加入証明書
- 建設業者団体等 ⇒ 4.5 建設業者団体等（民法34条の公益法人であるものに限る。）が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険制度への加入を証明する書類（申請者の名称が確認できるもの。）で、前記①から④の要件を確認できるもの。
- 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うもの ⇒ 前記①から④の要件が確認できる保険証券又は加入証明書

※ 審査基準日現在の加入状況を確認しますので、証書や証明書は期間に審査基準日が入っているものをお持ちください。

5 

4	4
---	---

 「若年技術者の継続的な育成及び確保」

4	4
---	---

 「若年技術者の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において満35歳未満（※35歳は含まない）の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。

「技術職員数」の欄には、様式第25号の11別紙2の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し記載すること。この「若年技術職員の割合」が15%以上であれば「1」を、15%未満であれば「2」を記入する。

6 

4	5
---	---

 「新規若年技術職員の育成及び確保」

4	5
---	---

 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において満35歳未満の技術職員のうち、審査基準日1年以内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。

「新規若年技術職員数」の欄には、様式第25号の11別紙2の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、かつ、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には、「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。この「新規若年技術職員数の割合」が1%以上であれば「1」を、1%未満であれば「2」を記入する。

7 

4	6
---	---

 「CPD単位取得数・技術者数」

4	6
---	---

 「CPD単位取得数」は別紙二「技術職員名簿」に記載した各技術者ごとのCPD単位数及び別紙様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者（2級技士補等）のCPD単位数の合計を記載すること。なお、記載するCPD単位数は各技術者が認定されたCPD単位数をCPD認定機関の定数で除し、30を乗じた数字とする。

「技術者数」は第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の1次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定されるものに該当する者を除く。）の数を記載すること。

8 

4	7
---	---

 「技能レベル向上者数」は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数を記載すること。

「技能者数」は審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となる。

4	6	~	4	7	必要書類：	4	7	~	5	1
---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

9 

4	8
---	---

 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」

4	8
---	---

 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、えるぼし認定(1段階目)を取得している場合は「1」を、えるぼし認定(2段階目)を取得している場合は「2」を、えるぼし認定(3段階目)を取得している場合は「3」を、プラチナえるぼし認定を取得している場合は「4」を、該当がない場合は「5」を記入する。

10 

4	9
---	---

 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」  

4	9
---	---

 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、くるみん認定を取得している場合は「1」を、トライくるみん認定を取得している場合は「2」を、プラチナくるみん認定を取得している場合は「3」を、該当がない場合は「4」を記入する。

11 

5	0
---	---

 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」  

5	0
---	---

 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、ユースエール認定の該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。

4	8	~	5	0	必要書類：	5	2	~	5	4	各認定の取得を証する書類
---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---	--------------

12 

5	1
---	---

 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」  

5	1
---	---

 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」は、審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合は「1」を、審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合は「2」を、該当がない場合は「3」を記入する。

**【審査対象工事】**

①～③を除く 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事※1
- ③ 災害応急工事※2

※1 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事  
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

※2 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

**【該当措置】**

①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※ 直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

注意1：審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、**加点しない**。

注意2：適用は審査基準日が**令和5年8月14日以降の申請**

13 

5	2
---	---

 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入する。

5	1	~	5	2	必要書類：	5	5	~	5	6
---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---	---

14 **5** **3** 「営業年数」

- ① 初めて建設業の許可（登録）を受けた年月日から審査基準日までの年数を記載すること。1年未満の端数は、切捨てとする。
- ② 営業の同一性を失うことなく個人事業者が法人化した場合や個人事業者の承継の場合は、個人のときの営業年数を通算として計上できるものとする。なお、この場合には、営業の同一性を確認できる書類として、前回の申請書類（控え）に加え、前期の確定申告書などが必要となる。
- ③ 休業していた期間や許可切れになっていた期間がある場合は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間を営業期間から差し引いて記載すること。
- ④ 民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合 **5** **4** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」に関連する)、下記のとおり記入すること。
  - ・再生手続又は更生手続期間中は、通常通り審査基準日までの年数を記載する。
  - ・再生手続終結又は更生手続終結が行われた場合、再生手続終結日又は更生手続日から審査基準日までの年数を記載すること。1年未満の端数は、切捨てとする。

15 **5** **4** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

- ① 平成23年4月1日以降、審査基準日までに民事再生法における再生手続開始決定、又は、会社更生法における更生手続開始決定がされている場合、「1」を記載すること。
  - ※なお、私的整理は対象外とする。
- ② 該当しない場合は、「2」を記載すること。
- ③ 現在手続期間中、終結決定後に係わらず、平成23年4月1日以降に再生手続又は更生手続を行った場合、再生手続又は更生手続開始決定日、再生計画又は更生計画認可日及び再生手続又は更生手続終結日を記載すること。

※なお、再生手続又は更生手続期間中で、終結されていない若しくは計画認可されていない場合は、日付欄は空欄とする。

必要書類：**5** **7** 次により確認します。

- 手続の開始決定日は、裁判所から送付される手続開始決定通知書の写し。
- 手続の計画認可日は、裁判所から送付される計画認可通知書の写し。
- 手続の終結決定日は、手続終結を受けたことを証する書面。（官報公告の写し等）

16 **5** **5** 「防災協定の締結の有無」

- ① 審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動における建設業者の防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

※「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人を指し、主に国の関連機関である。したがって、市町村の外郭団体（財団など）はこの特殊法人に該当しない。

※加点の対象となる防災協定は、有事の際に優先的に防災活動を行うという様な一定の義務を課しているものとなる。ボランティア活動的なものは対象外となる。

必要書類： 次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

- **58** 国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、直接防災活動に関する協定を締結している場合は、当該協定書（写し）
- **59** 申請者が加入している団体が地方公共団体等と防災活動に関する協定を結んでいる場合は、加入していること及び防災活動に従事していることが証明できる**証明書【審査基準日を記載し、発行日の記載がある場合には、発行日が申請日前3か月以内に発行された原本】**

17 **56**「営業停止処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。**（入札参加資格申請における指名停止措置ではないことに注意。）**

※ **営業停止処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。**

必要書類：**60** 建設業法違反による営業停止命令書

18 **57**「指示処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

※ **指示処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。**

必要書類：**60** 建設業法違反による指示書

19 **58**「監査の受審状況」

① 審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を記入すること。  
（監査役ではない）

② 審査基準日において、会計参与の設置を行っている場合は「2」を記入すること。

③ 常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者（**59**「公認会計士等の数」に計上した者）が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出する場合は「3」を記入すること。

**※経理事務を外部の税理士等に依頼している場合は「4」となります。**

④ いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

必要書類： 次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

- **61** 会計監査人の設置を行っている場合は、監査報告書（写し）
- **62** 会計参与の設置を行っている場合は、会計参与報告書（写し）
- **63** 常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験（及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者等（**59**「公認会計士等の数」に計上した者）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出する場合は、その書類（原本）

※ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページに掲載しています。

20 **5** **9** 「公認会計士等の数」

常勤の役職員のうち、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理事務士試験（及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験）の合格者等の人数の合計を記入すること。（審査基準日時点の人数）

必要書類：**28**～**31** ○ 公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者にあつては、その資格を証する免状等の写し等

**64** ○ 一級登録経理事務士試験等の合格者にあつては、(財)建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等（合格または受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していないこと）なお、上記のいずれに該当する者についても、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。

※詳細は73ページを参照

21 **6** **0** 「二級登録経理事務士試験合格者の数」

常勤の役職員のうち、二級登録経理事務士試験（及び平成17年度までの国土交通大臣認定の二級建設業経理事務士検定試験）の合格者等の人数を記入すること。（**5** **9** 「公認会計士等の数」に計上した者は除く。）（審査基準日時点の人数）

必要書類：**28**～**31**

**64** (財)建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等。（合格または受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していないこと）なお、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。

※詳細は73ページを参照

22 **6** **1** 「研究開発費（2期平均）」

① 会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。

② 会計監査人設置会社で、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

必要書類：**65** 次により確認します。

○ 建設業法施行規則別記様式第17号の2注記表又はこれに準ずる書類

23 ⑥ ② 「建設機械の所有及びリース台数」

① 審査基準日において、建設機械抵当法施行令 別表に規定される『建設機械』のうち、

・ショベル系掘削機械

ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーの  
アタッチメントを有するもの

・ブルドーザー

自重3トン以上のもの

・トラクターショベル

バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

・モーターグレーダー

自重5トン以上のもの

・移動式クレーン

つり上げ荷重が3トン以上のもの

・大型ダンプ車（自家用・営業用）

車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で、事業の種類として建設業を届け  
出ており、表示番号の指定を受けているもの

・ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）

自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」  
と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、  
土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

・締固め用機械

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

※ハンドガイドローラー（移動用エンジンにより自走可能なもの）はロードローラーの一  
種であるため、加点対象となります。

・解体用機械

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

・高所作業車

作業床の高さ2m以上のもの

を所有している台数及び、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定め  
があるリース契約が締結されている台数をカラムに記載する。

・不整地運搬車

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第33号に掲げる  
不整地運搬車。

・アスファルト・フィニッシャ

自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特  
殊自動車。

② 対象となる建設機械については、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に基づいて義務付けさ  
れている『特定自主検査』、『性能検査』、『自動車検査』の対象機械とし、『特定自主検査』の対  
象機械においては審査基準日前1年以内に検査を行っていること、『性能検査』及び『自動車検  
査』の対象機械においては審査基準日が検査証の有効期間内であることにより、建設機械が正  
常に稼動する状態であると確認できることが必須となる。

※なお、各検査証等により確認できる機種等は、原則として下記のものとする。